

日本語教育における使役文の扱いとその問題点
— 進学する学習者に使用が期待される用法についての考察 —

黒木 京子

要旨

一般に、使役文は、述語動詞が「せる・させる」という接尾辞を伴い、「人が他の人に対して何かを行うようにしむける」という意味のものと考えられることが多い。そのよう場合、使役者も被使役者も有情である。しかし、同じ文型で、使役者と被使役者の片方が非情物である場合、もしくは両方が非情物である場合がある。本稿ではそれらも使役文として日本語教育で取り上げられる使役文の用法を調べるとともに、学習者が実際にレポート等を書く際に必要となる用法が、教育の中で十分に取り上げられているかどうかを考察した。考察には大学の紀要（人文・社会・自然）を用いた。これは、レポート等を書く際に便利もしくは必要となる表現が多く出現すると考えられるからである。そして、それらに出現する使役文の用法と、日本語教科書（初級から上級）に出現する用法を比較した。その結果、紀要に多く出現する使役文の用法は、日本語教育の中では、文法項目として特に取り上げられていないことが分かった。

キーワード：理解レベル・使用レベル・他動詞的・因果関係

1. はじめに

本稿のねらいは、日本語教育における使役文の扱いとその問題点を探ることである。一般に使役文は、述語動詞が「せる・させる」という接尾辞を伴い、「人が他の人に対して何かを行うようにしむける」という意味のものと考えられることが多い。しかし、本稿では使役文を広くとらえ、使役者や被使役者が人ではなく非情物である場合も用法の一つとして、考察を行う。

使役文は初級レベルの後半で扱われる。この段階で扱われるのは、使役者も被使役者も有情のもののみで、「人が他の人に対して何かを行うようにしむける」という強制や許可を表す用法が取り上げられている。中級・上級の教科書になると、使役者や被使役者が人ではなく非情物である、以下のような用法が出現する。（一重下線は使役者、二重下線は被使役者を示す）

(1) お酒のにおいをさせて、座席で眠っているサラリーマン…

（『中級から学ぶ日本語』P. 19）

(2) 出版社を少なからず驚かせたのは…という項目に対する回答結果だった。
(『上級で学ぶ日本語』 p. 109)

(3) 植物が…酸素を発生させている。(『日本語中級Ⅱ』 P. 63)

しかし、このような用法を文法項目として取り上げている教科書はない。初級で学習した使役文の知識があれば、読解という「理解」レベルにおいては特に問題がないからであろう。けれども、作文のように、文を生成する「使用」レベルが期待される場合、それでは不十分と考えられる。

本稿では、大学や専門学校等に進学した学習者がレポート等を書く場合に便利もしくは必要となる使役文の用法と、日本語教育の中で扱われる使役文の用法を調べ、両者の間に隔たりがないかどうかということの考察を行った。考察には大学の紀要(人文・社会・自然)を用いた。これは、レポート等を書く際に便利もしくは必要となる表現や言い回しが、紀要や研究報告書には多く出現すると考えられるためである。ただし、使役受け身および「～させていただく」は、使役とは別に一つの文法項目または表現として教えられることもあり、考察の対象にはしなかった。

以下、考察に入るが、初めに考察に用いる使役文の用法を確認し、それから日本語教科書に出現する用法と紀要に出現する用法の比較を行う。

2. 使役文の用法

2.1. 埋め込み構造と基本文

使役文は生成文法でいう「埋め込み構造」である(井上1976, 柴谷1978)。すなわち、「XがYニ／ヨVサセル」という使役文は、「Xが…サセル」という文の中に「YがVスル」という補文が埋め込まれたものとする。例えば、

(4) 私はゼリーをかたまらせた。

という文では、「私(X)は…させる」の中に「ゼリー(Y)がかたまる」という補文が埋め込まれているということである。

(4)の場合、補文の述語動詞は自動詞(かたまる)で、補文の主格Yは非情物(ゼリー)である。このような場合、表層構造においてYがとる助詞は必ずヲ格である。補文の述語動詞が自動詞であっても、Yが有情の場合、表層構造において、Yはヲ格も二格もとれる。^(註1)

(5) 私(X)は子供(Y)に行かせた。(補文; 子供(Y)が行く)

(5') 私(X)は子供(Y)を行かせた。(" ")

補文の述語動詞が他動詞の場合、表層構造でYは必ず二格をとる。

(6) 私(X)は息子(Y)に本(Z)を読ませた。

(補文；息子(Y)が本(Z)を読む)

(6') *私(X)は息子(Y)を本を読ませた。

これは、二つの対格対象語を派生する構造は「二重対格対象語制約」によって排除されるためである(柴谷1978)。

補文の述語動詞が自動詞であるのか他動詞であるのかによって、補文の構造は「YガVスル」になったり、「YガZヲVスル」になったりする。けれども本稿では、補文の述語動詞が他動詞である場合にも「YガVスル」と表記する。また本稿では、村木(1989)に従い、補文を「基本文」と呼ぶことにする。

2.2. 本稿における「使役文」の定義

ここで一つ問題になるのは、使役者(X)・被使役者(Y)が共に有情である場合以外にも、「XガYヲ/ニVサセル」という文を「使役文」と呼ぶべきかどうかということである。普通「使役」というと、人が人に対して何かをするようにしむけるという意で考えられることが多い。しかし、ここでは、「Xガ～サセル」という文の中に「YガVスル」という基本文が埋め込まれていると分析できるものは、すべて使役文とする。したがって、

(4) 私(X)はゼリー(Y)をかたまらせた。

(7) チョコレート(X)が、クッキーの風味(Y)を引き立たせる。

(8) …に対する不信任(X)が特派員たち(Y)に想像で記事を書かせる。

のように、使役者(X)・被使役者(Y)が有情ではない場合にも使役文とする。また、以下、使役者(X)をX、被使役者(Y)をYと略す。

2.3. 使役文の用法分類

以下は、黒木(1994)の使役文の分類である。この分類は、使役者X及び被使役者Yが、有情であるか非情であるかによってなされたものである。

表1. 使役文の用法分類(黒木1994)

1.0. X=有情・Y=有情(XとYの意志の力関係で「YガVスル」が成立)

1.1. 傍観・放任 相手にそのまま話させた

1.2. 許可・許容 子供にアイスクリームを食べさせてやった

1. 3. 強制 子供にそうじをさせる
1. 4. 他動詞的 森の動物を絶滅させる
2. 0. X=有情・Y=非情
 (Xの働きかけとYの動作実現能力で「YガVスル」が成立—他動詞的)
2. 1. Yに自発性がある場合 ジャガイモを腐らせる
2. 2. YにVする性質・能力がある場合 コンピュータに考えさせる
2. 3. Yに本来Vする性質がない場合 卵を立たせる
2. 4. YにVする能力がない場合 風船をふくらませる
3. 0. X=有情・Y=非情 (YはXの一部)
3. 1. 他動詞的 両腕を交差させる
3. 2. 生理表現・感情表現 汗をにじませる／想いをふくらませる
3. 3. 様態説明 イブニングの裾をなびかせた淑女たち
4. 0. X=非情・Y=非情 (「YガVスル」がXの一部)
4. 1. 様態説明 白い花びらが水郷情緒を漂わせている
4. 2. 因果関係 平穏なるものはよくない事態を発生させる
5. 0. X=非情・Y=有情
5. 1. 因果関係 その笑顔が私をどきりとさせた
6. 0. X=有情・Y=有情
6. 1. 生理現象・感情の誘因 その女の子は友達を泣かせた
6. 2. 原因・責任 雨の中呼んで、佐藤さんに風邪をひかせた
6. 3. YはXの責任のterritory 息子を戦争で死なせた
-

1. 4. はYが有情であるが、意志がないものと同様にみなされており、Yが非情である2. 1. ~2. 4、3. 1. と用法が重なる。これらは全て被使役者が非情もしくはは無意志的であるため他動詞のようである。これらを「他動詞」ではなく「他動詞的」とするのは、「Xガ～サセル」という文の中に「YガVスル」という基本文が埋め込まれていると分析でき、使役文と考えることができるからである。したがって、そのように分析できない以下のようなものは、一つの他動詞と考えるべきである(村木1989:179)。

- (9) 男はふところに包丁をしのばせた。(＊包丁がしのぶ)
- (10) 太郎は仲間と議論をたたかわせた。(＊議論がたたかう)

3. 日本語教科書における使役文

3.1. レベル別 教科書に出現する用法

以下の表は、初級教科書5冊、中級教科書5冊、上級教科書3冊の文法シラバスの教科書を対象に、使役文のどの用法が何冊の教科書で扱われているかを示すものである。調査対象としたのは次の教科書である。（〔 〕はその略号）

- 〔初級〕 『新日本語の基礎』Ⅱ. 海外技術者研修協会. [基礎]
『長沼新現代日本語』Ⅱ. 言語文化研究所. [長沼Ⅱ]
『文化初級日本語』Ⅱ. 文化外国語専門学校. [文化初]
A COURSE IN MODERN JAPANESE 2. 名古屋大学. [名古屋2]
『日本語初歩』国際交流基金. [初歩]
- 〔中級〕 『中級から学ぶ日本語』松田浩志他. [中級から]
『長沼新現代日本語』Ⅲ. 言語文化研究所. [長沼Ⅲ]
『日本語中級』Ⅰ～Ⅱ. 国際交流基金. [中級Ⅰ] [中級Ⅱ]
『文化中級日本語』. 文化外国語専門学校. [文化中]
A COURSE IN MODERN JAPANESE 3～4. 名古屋大学.
[名古屋3] [名古屋4]
- 〔上級〕 『上級で学ぶ日本語』松田浩志他. [上級で]
『上級日本語読本』板坂元他. [読本]
『長沼新現代日本語』Ⅳ. 言語文化研究所. [長沼Ⅳ]

ここでは、煩雑にならないように1.1.～1.3.は1.3¹. 「許可・強制」とし、2.1～2.4は2.4. 「他動詞的」として括った。6.3.は特殊な用法で、決まった表現の中に出てくるものであるため、削除した。

表2. 教科書に出現する使役文の用法

分類	初級（5冊）	中級（5冊）	上級（3冊）
X=有情・Y=非情			
1.3 ¹ . 許可・強制	5冊	5冊	2冊
1.4. 他動詞的		2冊	1冊
X=有情・Y=非情			
2.4. 他動詞的		1冊	3冊
X=有情・Y=非情（Xの一部）			
3.1. 他動詞的		1冊	1冊

3.2.	生理表現・感情表現	1冊	
3.3.	様態説明		
X = 非情・Y = 非情			
4.1.	様態説明		
4.2.	因果関係	1冊	3冊
X = 非情・Y = 有情			
5.1.	因果関係	3冊	3冊
X = 有情・Y = 有情			
6.1.	生理現象・感情の誘因	2冊	4冊
6.2.	原因・責任		2冊
			1冊

3.2. 用法の分析と用例

3.2.1. 初級教科書

初級教科書では、[X = 有情・Y = 有情]の1.3¹、「許可・強制」が必ず取り上げられている。教科書によっては6.1.「生理現象・感情の誘因」も取り上げられている。（一重下線は使役者X、二重下線は被使役者Yを示す）

分類6.1. 母の日にカーネーションを贈って、母を喜ばせました。

[長沼Ⅱ:112]

分類6.1. 先生は雪子さんを泣かせました。 [初歩:254]

3.2.2. 中級教科書

中級からは、教科書によるバラつきが出てくるものの、初級で導入した1.3¹「許可・強制」が全ての教科書に出現するという点では一致する。初級では扱われなかった用法もいくつか出現しており、5冊中4冊に6.1.「生理現象・感情の誘因」、3冊に、5.1.「因果関係」が出現している。

分類2.4. 電車の運転手は信号が青になるのを確かめてから電車を発車させる

[名古屋3:202]

分類4.2. 植物が…酸素を発生させている。 [中級Ⅱ:63]

分類5.1. 夕飯の後、一人、海岸を歩いた。波の音が国を思い出させる。

[長沼Ⅲ:104]

分類6.1. 思いがけないアイデアを出して人を驚かせることがある。

[文化中:95]

これらは初級教科書では扱われておらず、新出の用法であるが、新たに文法項目としては取り上げられておらず、導入は個々の教師に任されてしまっているといえることができる。

3.2.3. 上級教科書

上級では中級ほどのバラつきは見られない。2.4. 「他動詞的」、4.2. 「因果関係」、そして中級でも多く出現する5.1. 「因果関係」は調査対象全てに出現した。

分類2.4. 団塊の世代が…漫画文化を日本に根付かせたい… [上級から:108]

分類4.2. 花はそれ(掛け軸)を引き立たせるためにある… [読本:23]

分類5.1. 日本のヨーロッパ化はチャンバレンにいやけをおこさせた。

[読本:60]

中級同様、上級でもこれらの用法は文法項目としては取り上げられておらず、やはり導入は個々の教師に任されてしまっているといえることができる。

4. 紀要に出現する使役文

4.1. 用法ごとの出現回数

以下は、大学の紀要(人文科学・社会科学・自然科学)5冊に出現した使役文を、黒木(1994)に基づいて、用法ごとに何回出現したかをまとめたものである。ただし、一つの論文に同じ基本文を持つ使役文が複数出現した場合は一と数えた。調査対象としたのは次の5冊である。

『愛知教育大学研究報告 第四十五輯 人文・社会科学』

『 “ ” 自然科学』

『大阪教育大学紀要 第I部門 人文科学 第44巻 第2号』

『 “ ” 第II部門 社会科学・生活科学 第44巻 第2号』

『 “ ” 第III部門 自然科学・応用科学 第44巻 第2号』

この表も3. と同様、1.1. ~1.3. は全て1.3. 「許可・強制」、2.1 ~2.4 は2.4. 「他動詞的」として数え、6.3. は削除した。

表3. 紀要に出現する使役文の用法

用法	出現回数
1.0. X=有情・Y=非情	

1.3. 許可・強制	6回
1.4. 他動詞的	7回
2.0. X=有情・Y=非情	
2.4. 他動詞的	68回
3.0. X=有情・Y=非情 (Xの一部)	
3.1. 他動詞的	
3.2. 生理表現・感情表現	1回
3.3. 様態説明	
4.0. X=非情・Y=非情	
4.1. 様態説明	2回
4.2. 因果関係	12回
5.0. X=非情・Y=有情	
5.1. 因果関係	33回
6.0. X=有情・Y=有情	
6.1. 生理現象・感情の誘因	2回
6.2. 原因・責任	

4.2. 用法の分析と用例

調査対象が研究論文のみということもあり、出現頻度の高い用法と低い用法にはっきりと分かれる。出現頻度の用法としては2.4.「他動詞的」、5.1.「因果関係」が挙げられる。

2.4.「他動詞的」の例としては次のようなものがある。(一重下線は使役者Xを、二重下線は被使役者Yを示す)

分類2.4. (西鶴が) それらをいかに民間伝承的発想と複合させているか、庶民感覚との平行を保たせているか… [有働:213]

分類2.4. イギリスはEC諸国との貿易を増大させようとした。 [松岡:68]

分類2.4. 卵白にSDSのみを作用させた。 [重田:166]

分類2.4. 300gの湿らせたミズゴケで… [市橋:35]

この用法は人文・社会・自然の各分野に出現するが、「他動詞的」ということもあり、自然科学の実験報告に多く出現する。

5.1.「因果関係」の例としては次のようなものがある。

分類5.1. マッキンレイの映像が観客を熱狂させた。 [永治:112]

分類5.1. こうした企画の成功がエディソンを考え込ませたようである。

[永治:113]

分類5.1. 貨幣経済と交換流通経済の急激な発展は…(人々に)「投機的で拝金的」な価値観を重視させている。[岸本:145]

この用法は人文・社会の分野に多く出現し、このような分野で因果関係について述べる場合によく使用される述べ方といえる。

4.2. 「因果関係」も、論文にしばしば出現する用法である。

分類4.2. 在留外人の存在は、市民生活を活発化させた。[岸本:138]

分類4.2. 回想の中にあられる細部の事実の指摘などは、叙述に具体性をもたせる。[谷口:193]

分類4.2. 他民族を一国家化しようとする困難さは、ここで又、旧来の華夷思想を復活させたというべきなのであろうか。[佐藤:87]

この用法も5.1.と同様、人文・社会の分野でよく使用されるものといえる。

1.3. 「許可・強制」、1.4. 「他動詞的」もいくつか出現する。

分類1.3. (訴願人は) (女性支配人を) …夜間就労させた。[倉田:65]

分類1.4. 保田が(小説に) マルクス主義の学生を登場させたこと…

[渡辺:60]

5. 教科書と紀要に出現する用法の比較

3. と4. において、日本語教科書と紀要に出現する使役文の用法を確認したが、以上をまとめると、次のようなことが指摘できる。

① 日本語教科書において使役文が文法事項として取り上げられるのは、初級後半に、1.3. 「許可・強制」の用法が導入される時のみである。但し、6.1. 「生理現象・感情の誘因」を導入する初級教科書もいくつかある。

② その他の用法は文法項目としては特に取り上げられないまま、本文等に出現する。つまり、これらの用法を文法事項として取り上げるかどうかは、個々の教師に任されてしまっている。

③ 紀要には1.3. や6.1. の用法より、2.4. 「他動詞的」、4.2. 及び5.1. の「因果関係」を表す用法が多く出現するが、それらは日本語教育の中では文法項目として取り上げられていない。

はじめにも述べたが、読解など「理解」レベルまでしか期待しないのなら、②は大きな問題ではないだろう。けれども、今回は扱わなかったが、文学作品

には3.3.や4.1.の「様態説明」が多く出現する。これらの用法は他の用法とは全く異なるので(黒木1994, 1996)、文学作品を精読させる場合などには、新しく文法事項として取り上げるべきであろう。

2.4.「他動詞的」や4.2.・5.1.「因果関係」は、③のような理由から、進学した学習者がレポート等を書く場合に「使用」レベルが期待されてもよいはずのものであり、日本語教育の中でも、積極的に導入されるべきであろう。また、用例からも分かるとおり、紀要に出てくる文は一般に長く、構造が複雑であることが多いので、読解など「理解」レベルのみを期待する場合でも、学習者に新たに注目させることが必要だと思われる。

6. まとめ

以上、日本語教科書と紀要に出現する用法を比較した結果、両者が一致するものではないということが分かった。現在のところ、使役文は、初級後半で用法の一部が文法項目として取り上げられているだけであるが、紀要にはそれ以外の用法が多く出現する。進学した学習者がレポート等を書く場合は、それらの使用が期待されるだろう。5で述べたように、今後いくつかの問題点が考慮されるべきであるが、教科書のみでそれを行うとなると、それぞれのシラバスや目的の違いなどから難しい。やはり別途文法書に詳しくまとめる必要があると思われる。また、今回、中級以上の作文の教科書も何冊か調査したのだが、それらの中でも許可や強制以外の用法は取り上げられていない。文法書の他、作文の教科書でこれらの用法を導入していくこともできるだろう。

(注1) Yがヲ格をとるかニ格をとるかによって意味の差が生じるという考えもあるが、ここでは特に問題にしない。

〈参考文献〉

- 青木伶子. 1977. 「使役 — 自動詞・他動詞との関わりにおいて」『成蹊国文』10.
井上和子. 1976. 『変形文法と日本語 上下』大修館書店.
黒木京子. 1994. 『現代日本語のヴォイスと日本語教育における問題点 —

「(s)ase-ru」をめぐって —』早稲田大学大学院文学研究
科修士論文。

- _____ . 1996. 「使役文「XガYヲ／ニVサセル」の用法 — Xが有情・
Yが非情の場合 —」『国語学 研究と資料』20.
- 柴谷方良. 1978. 『日本語の分析』大修館書店.
- 村木新二郎. 1989. 「ヴォイス」北原保雄編『講座日本語と日本語教育』4.
明治書院.
- _____ . 1991. 『日本語動詞の緒相』ひつじ書房.
- 森田良行. 1973. 「受身・使役の言い方」『講座日本語教育』9. 『日本語学
と日本語教育』凡人社. 1990.
- Shibatani, Masayoshi. 1973. Semantics of Japanese Causativization,
Foundations of Language 9:327-373.

〈紀要用例出典一覧〉（下線は本文中の略を示す）

有働裕「『西鶴諸国ばなし』論序説」

尾崎俊介「『名前』を巡る攻防：トニー・モリスンのSong of Solomon (1977)
について」

佐藤豊「清末における民族問題の一側面」

谷口巖「『福翁自伝』の語り」

松岡和人「E C 9 か国体制の確立に関する一試論」

永治日出雄「アメリカにおけるリュミエール映画の受容および排除」

渡辺和靖「保田 與重郎の思想形成 — 『蝸牛の角』における詭討」

以上『愛知教育大学研究報告 第四十五輯 人文・社会科学』より

市橋正一・太田弘一「品種・苗の大きさ、ミズゴケに添加したイオン吸着剤が
ファレノプシスの成育と開花に及ぼす影響」

以上『愛知教育大学研究報告 第四十五輯 自然科学』より

岸本幸臣・荒谷直美「ソクラテス家政論の現代的意義」

倉田厚志「女性現場労働者の夜間労働禁止と平等原則」

重田美智子・高橋淳二「界面活性剤共存下におけるプロテアーゼ作用」

以上『大阪教育大学紀要 第II部門 社会科学・生活科学 第44巻
第2号』より

(1994年早稲田大学大学院修士課程修了)